

信濃川中流域の水環境改善について

信濃川中流域の発電取水

○ 平成21年3月のJR東日本の千手発電所・小千谷発電所・小千谷第二発電所の水利権取り消し前の発電取水等の状況



信濃川中流域水環境改善検討協議会について

○ 信濃川中流域水環境改善検討協議会

- ・平成11年1月設立
- ・構成委員：学識経験者、沿川市町村長、県、国
- ・目的：水環境及び水利用の現状把握、それらの調和のための方策を検討し、実現に努める。
- ・18回審議し、第19回協議会（平成21年3月）において、「信濃川中流域の河川環境改善に係る提言」をとりまとめた。

○「信濃川中流域の水環境改善に係る提言」(要旨)

- ・減水区間で確保することとなる河川流量は、関係者による今後の取り組みを経て決まるものであること。
- ・協議会で学術的に検討された最低限確保すべき河川流量（宮中取水ダム直下で40m³/s、西大滝ダム直下で20m³/s）を下回らないようにすべきであること。
- ・この最低限確保すべき河川流量では、減水が生じる前の信濃川の豊かな河川環境を再現することはできないこと。
- ・宮中取水ダム及び西大滝ダムの魚道等の構造改善は、各施設管理者により行われるべきであること。
- ・モニタリングは今後も引き続き行うこと、及び毎年その内容を評価すること、さらに、この評価を踏まえ、本協議会は必要に応じ新たな提言を行うこと。

監督処分までの経緯と新たな水利権の申請

H19. 1~3 2度にわたり、河川法の適正性に係る自主点検を求めたが、JR東日本は、適正である旨の虚偽報告。

H20. 11~12 総点検報告により無許可工作物などさらなる不適切事案が判明。

H21. 2. 13 監督処分手続きを開始。

H21. 3. 10 監督処分（水利権（河川法第23条）取り消し）

H22. 4. 2 JR東日本が新たな水利権（河川法第23条）の申請

6.9 水利権（河川法第23条）許可

取水制限流量表示装置



放流ゲートの不具合放置による放流量不足



JR東日本の千手発電所・小千谷発電所・小千谷第二発電所

取水許可の取消、申請、及び許可 (2/2)

- 水利権の許可にあたり取水制限流量として、40m³/sの放流を義務づけた。(旧許可では7m³/s) その上で、5年間の試験放流を行うことを義務づけた。
- 毎年、具体的な放流量、放流方法、河川環境調査の項目等に関する「試験放流実施計画」を作成し(信濃川中流域水環境改善検討協議会の意見を踏まえた上で、北陸地方整備局長が承認)、これに従って実施することを義務づけた。

信濃川中流域水環境改善検討協議会

宮中取水ダム試験放流検証委員会

・平成22年5月設立
・宮中取水ダムの試験放流に伴う検証の考え方・進め方、検証の内容を審議するため、同協議会に本委員会を新たに設置。

[1] 宮中取水ダム試験放流;

- ① 宮中取水ダムからの試験放流
- ② 環境モニタリング調査(右表参照)

※ 現地調査はJR東日本、解析・評価は北陸地方整備局信濃川河川事務所を基本。

[2] 宮中取水ダム試験放流検証委員会での審議内容について、信濃川中流域水環境改善検討協議会に諮る。

調査項目	
①河川形態	
②河川水温	
③付着藻類	
④底生動物	
⑤魚類の生息及び遡上 降下	生息・生育状況調査
	生息場の状況調査(濡筋)
	アユ生息・生育状況調査
	サケ遡上調査
⑥河川景観	
⑦河川水質	
⑧河川利用 状況	河川利用状況
	釣場適性把握
	舟下り適性把握

- 5年後(平成27年6月末)の許可の更新にあたっては、調査検証の結果を踏まえて申請するものとする。

信濃川中流域の現在の発電取水

